

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 組合の名称

高松丸亀町商店街G街区市街地再開発組合

2 事業施行期間

変更前 平成13年11月16日から平成23年3月31日まで

変更後 平成13年11月16日から平成25年3月31日まで

3 施行地区

変更前 高松市丸亀町の一部、鍛冶屋町の一部、古馬場町の一部及び瓦町の一部

変更後 上記地区から鍛冶屋町5番4及び5番12を施行地区から除外する。

4 事務所の所在地

高松市鍛冶屋町6番地12

5 設立認可の年月日

平成13年11月8日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成21年12月25日